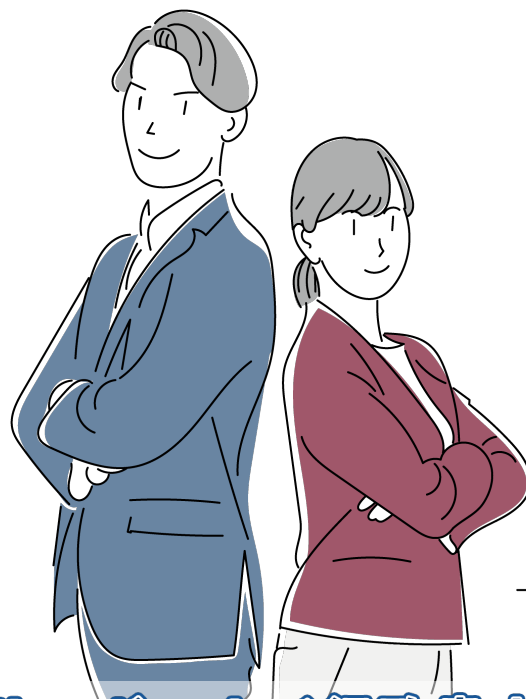


「日韓海峡沿岸若者雇用創出事業
・ 韓国人材の受入環境整備について」

リーガルナビ行政書士法人

代表行政書士 李泳勲

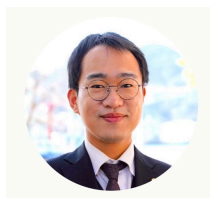


リーガルナビ行政書士法人

Administrative Procedures Legal Specialists Corporation
Administrative Procedures Legal Specialists Corporation

Copyright © 2023 LEGAL NAVI Administrative
scrivener's office All rights reserved.

★講師プロフィール



李泳勲（い よんふん）

リーガルナビ行政書士法人 代表
KOTRA 地域専門家
長崎県よろず支援拠点 コーディネーター
認定経営革新支援機関

韓国・ソウル生まれ。立教大学法学部卒業後、行政書士資格を取得。不動産会社の営業マン、公務員試験の予備校社員を経て、2014年行政書士として独立し、2021年6月に法人成り。
国際法務の専門家として、長崎のみならず、日本全国
の案件に対応しています！

■経歴

平成23年立教大学法学部卒
中小企業庁 長崎県よろず支援拠点コーディネーター
商工会／商工会議所 エキスパートバンク専門家
KOTRA大韓貿易投資振興公社 地域専門家
対馬市 創業支援アドバイザー
ハウステンボス株式会社 顧問行政書士
東京都板橋区 創業支援ネットワーク 専門家
裁判所、検察庁、法テラスの司法通訳
中小企業庁 中小企業119派遣専門家
中小企業デジタル化応援隊事業 IT専門家
上記の他、企業様の顧問など多数



<https://www.legal-navi.net>

～ お願い ～

- ・営利・非営利を問わず、本講座の内容、動画、音声、画像等の無断転載・無断使用を固く禁じます。
- ・本講座は学術講座ではありません。分かりやすい説明のため、本来の専門用語と異なる意味で使っている言葉があります。

このセミナーで学んでほしいこと！

- ・ 在留資格について理解する
- ・ 韓国にいる韓国人材を採用する手順を知る
- ・ 日本にいる韓国人材を採用する手順を知る



在留資格とは

在留資格とは

■在留資格とは、

- ・外国人が日本でできる**活動**(就労、生活、勉強など)を、類型化して分類したもの。
- ・2023年1月現在、全29種類あり、**居住資格**と**活動資格**に分類される。

■居住資格とは、

- ・日本で生活して仕事をするうえで、日本人と同じように働くことができる在留資格のこと。

■韓国人材雇用に関する活動資格(主なもの)

- | | |
|----------------|------------------------------|
| ① 技術・人文知識・国際業務 | 会社の営業職、事務職など、一般的な大卒等の正社員の職務 |
| ② 特定技能 | 特定産業分野(飲食店、ホテル、介護施設など)での就労 |
| ③ 経営管理 | 会社の役員、経営者など |
| ④ 技能 | 韓国料理店のシェフ、スポーツ監督、飛行機のパイロットなど |
| ⑤ ワーキングホリデー | 仕事、旅行、勉強を1年間自由にできる資格 |



在留資格とは

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注１）	特定産業分野（注２）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世、外国人配偶者の連れ子等

居住資格

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

外国人雇用の基礎・在留資格に関する手続

- ・ 所轄庁は、「法務省・出入国在留管理庁」
- ・ 関係する法令は、「出入国管理及び難民認定法(通称入管法)」



外国人の在留に関する手続は、主に5つある。

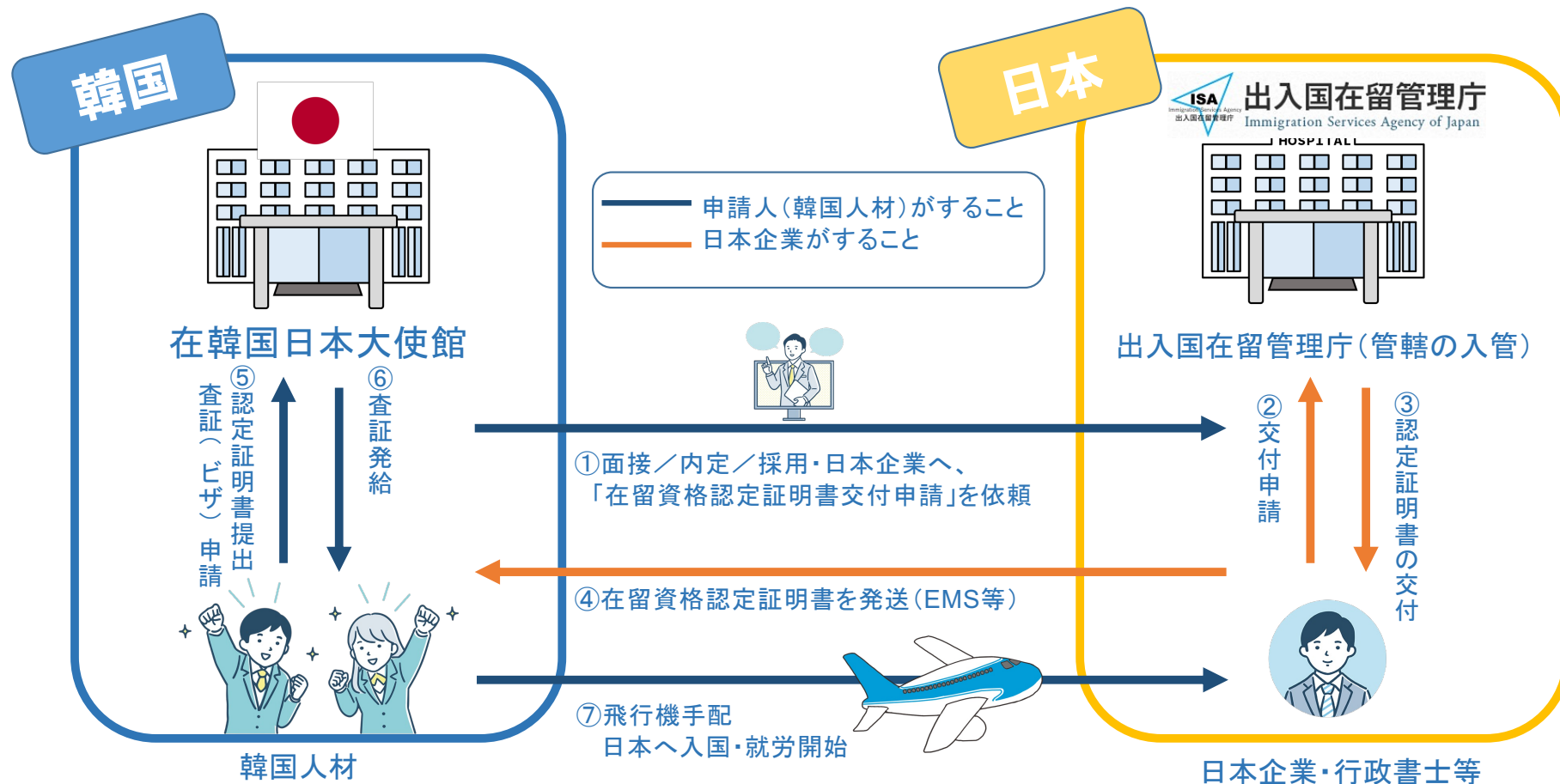
- ① 在留資格認定証明書交付申請 … 外国にいる外国人が日本へ入国するための申請
- ② 在留資格変更許可申請 … 外国人が現在与えられている在留資格以外の活動をするための申請
- ③ 在留期間更新許可申請 … 現在与えられている在留資格の期間を更新するための申請
- ④ 資格外活動許可申請 … 現に付与されている資格以外の活動(アルバイト等)をするための申請
- ⑤ 届出等 … 氏名・国籍の変更、転職したとき、離婚したとき、配偶者と死別したときなど



外国にいる韓国人材を採用する手順 （在留資格認定証明書交付申請）

外国にいる、韓国人材を雇用するなぐれ

・韓国にいる韓国人材を、日本での活動内容に応じて、在留資格を認めてもらう。⇒ **在留資格認定証明書交付申請**



在留資格認定証明書

在留資格認定証明書
CERTIFICATE OF ELIGIBILITY

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Japanese Government

番号 No. [REDACTED]

氏名 Name	[REDACTED]	性別 Sex	[REDACTED]	写真 photo	[REDACTED]
氏名 Family Name	[REDACTED]	氏名 Given Name	[REDACTED]		
国籍・地域 Nationality / Region	韓国	生年月日 Date of Birth	[REDACTED]		

日本での職業及び勤務(通学)先等
Profession or Occupation/Organization to be employed or to study in Japan
株式会社長崎商事

上記の者は、次の在留資格に関して出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号に掲げる上陸のための条件に適合していることを証明します。
Under the following status, it is hereby certified that the above-mentioned person meets requirement for the landing provided in Article 7, Paragraph 1, Item 2 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act.

在留資格
Status 技術・人文知識・国際業務
Engineer/Specialist in Humanities/Int'l Services (One year)

交付年月日
Date [REDACTED]

福岡 出入国在留管理局長
Director General of the Fukuoka Regional Immigration Services Bureau

(注意) Notice

- 本証明書は、上陸の許可そのものではなく、本証明書を所持している、在外公館において査証を取得していなければ上陸を許可されません。
This certificate is not an entry permit. Even if you have this certificate, you are not admitted into Japan unless you get an entry visa at a Japanese Embassy or Consulate abroad.
- 本証明書は、上記の年月日から3月以内に査証と共に入国審査官に提出して上陸の申請を行わないときは、効力を失います。
This certificate should be submitted to an Immigration Inspector with an entry visa for the landing permission at the port of entry, and shall cease to be valid if the application for landing permission is not filed within 3 months from the date of issue.
- 本証明書は、上陸の許可を保証するものではなく、他の上陸のための条件に適合しない場合又は事情の変更があった場合は上陸を許可されないことがあります。
This certificate does not guarantee the entry of the person concerned. In case that an applicant does not fulfill other requirements for landing or the relevant circumstances are found to be changed, the landing permission would be denied.

- ・在留資格認定証明書の有効期限は交付日から**原則3ヶ月以内**。
- ・原則として、在留資格認定証明書は**再発行されない**。
- ・在留資格認定証明書が交付されたからといって、必ずしも入国が認められる訳ではない。

韓国では「COE」と呼ぶこともあるらしい！

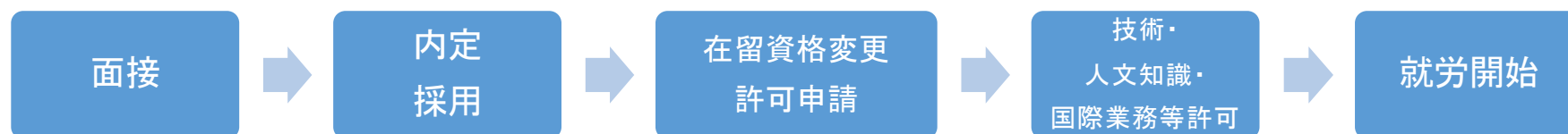




日本にいる韓国人材を採用する手順 (在留資格変更許可申請)

日本国内での採用の流れ

■採用の手順



■在留資格・技術・人文知識・国際業務の要件

- ①日本人と同等以上の給与条件であること。
- ②従事する業務内容が次のいずれかに該当すること。
 - A 工学その他の自然科学の分野
 - B 法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野
 - C 外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務
- ③大学等で学んだことと、業務に関連性があること。
- ④日本の専門学校以上の学歴を満たすこと。

但し、専門学校の場合は、「専門士」の学位が付与される学科に限る。
- ⑤外国の学校が最終学歴の場合、日本の4年制大学以上の学歴を有すること。
- ⑥法令違反、税金の滞納等がないこと。

単純労働は、技術・人文知識・国際業務の在留資格では、従事させることができない！



留学性の採用

■3月卒業する韓国人留学生を採用する場合のスケジュール(例)

12月頃	内定・採用
1月中	在留資格変更許可申請 提出
1月中～2月中旬	入管で審査
2月	変更許可
3月中旬	大学等卒業・待機期間
4月入社	入社 就業開始

在留資格変更許可申請にはおおむね1ヶ月かかるので、早めに申請すること！
また、この時期は入管が一年中いちばん忙しい時期！





事例の紹介とまとめ

事例紹介

CASE01. 資格を持つ留学生を採用し、新たな顧客獲得に

- ・技術・人文知識・国際業務
- ・申請人は、宅地建物取引士の資格を大学生時代に取得していた。
- ・不動産会社が、申請人を採用することで、韓国人顧客を獲得することができ、売上拡大につながった。

CASE02. ワーキングホリデーから正社員採用に

- ・たまたまワーキングホリデーで日本に来た申請人が気に入り、正社員に採用したい。
- ・受入企業は飲食店であるため、技術・人文知識・国際業務には該当しない。さらに申請人は高卒。
- ・在留資格「特定技能(外食産業分野)」の在留資格を申請し、飲食店で働くことができるようになった。

韓国人材の能力を活用して、

自社の**売上拡大**と**グローバル化**にチャレンジしよう！

